

総 税 企 第 5 2 号
平成 3 1 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長
殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長
(公 印 省 略)

「地方団体の徴収金の端数計算について」の一部改正について

「地方団体の徴収金の端数計算について」（昭和 3 8 年 9 月 1 9 日 自 治 丙 府 発 第 4 9 号）の一部を別紙のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年 法 律 第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

※ 改正後の規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後に納税義務が発生した者に対する平成 3 1 年度分の自動車税の種別割及び平成 3 2 年度以後の年度分の自動車税の種別割についての確定金額について適用。

地方団体の徴収金の端数計算について 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1～4 略</p> <p>5 確定金額の意義</p> <p>法第20条の4の2第3項から第6項まで（第7項において第5項を準用する場合を含む。）にいう「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額をいい、調査決定（調定）又は支出決定の際に判定するものとするが、なおこれが取扱いについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 税額の確定金額</p> <p>法第20条の4の2第3項にいう地方税の確定金額とは、次のアからウまでの地方税の区分ごとに、それぞれに掲げる税額のいずれをもいうものである。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 賦課決定により税額を確定する地方税（普通徴収の方法により徴収する地方税及び特別徴収にかかる個人の住民税）</p> <p style="padding-left: 20px;">a～c 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p style="padding-left: 20px;">2 法第177条の11第7項の規定により、普通徴収の方法により徴収する自動車税の種別割にあつては、当該自動車について当該年度分として賦課すべき自動車税の種別割の額が確定金額となるものである。</p> <p style="padding-left: 20px;">3及び4 略</p> <p>エ 証紙徴収の方法により徴収する地方税</p> <p style="padding-left: 20px;">a 法第177条の11第3項の規定により徴収する地方税については、同項</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 確定金額の意義</p> <p>法第20条の4の2第3項から第6項まで（第7項において第5項を準用する場合を含む。）にいう「確定金額」とは、地方団体の債権又は債務の金額が具体的に確定した場合における当該確定した金額をいい、調査決定（調定）又は支出決定の際に判定するものとするが、なおこれが取扱いについては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 税額の確定金額</p> <p>法第20条の4の2第3項にいう地方税の確定金額とは、次のアからウまでの地方税の区分ごとに、それぞれに掲げる税額のいずれをもいうものである。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 賦課決定により税額を確定する地方税（普通徴収の方法により徴収する地方税及び特別徴収にかかる個人の住民税）</p> <p style="padding-left: 20px;">a～c 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p style="padding-left: 20px;">2 法第151条第7項 _____ の規定により、普通徴収の方法により徴収する自動車税 _____ にあつては、当該自動車について当該年度分として賦課すべき自動車税 _____ の額が確定金額となるものである。</p> <p style="padding-left: 20px;">3及び4 略</p> <p>エ 証紙徴収の方法により徴収する地方税</p> <p style="padding-left: 20px;">a 法第151条第3項 _____ の規定により徴収する地方税については、同項</p>

の規定により証紙徴収の方法によつて徴収すべき額

b 略

(2)～(5) 略

6～12 略

の規定により証紙徴収の方法によつて徴収すべき額

b 略

(2)～(5) 略

6～12 略